

職務内容書（理事長）

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 理事長

- ・当法人は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法に基づき設立された法人であり、同法及び日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に基づき、鉄道の建設や、鉄道事業者、海上運送事業者などによる運輸施設の整備を促進するための助成などの支援を行うことにより、大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立等を図ることを目的とした事業を行うほか、国鉄清算事業に関する業務を行っています。
- ・今回の公募の対象である理事長は、当法人を代表して、民間企業、国、地方公共団体等の関係機関と調整を図りながら、高い技術力、豊富な経験、高度な専門知識を活用し、新幹線鉄道、都市鉄道等の建設・整備支援、船舶共有建造、国鉄清算事業、JR三島貨物会社への支援等の運輸分野における広範な業務を実施する機関の長として、当法人の事務・事業を総理し、業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行うことにより、中期目標、中期計画及び各年度計画に定める目標を達成することが求められます。そのため、運輸分野に精通し当法人の事務・事業に関して高度な知識・経験を有するとともに、多岐に亘る業務をリーダーシップを発揮して的確に遂行していくことができる十分な能力を有し、かつ、人格高潔で高い倫理観を持つ方を求めています。

1. 機関名：独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

（法人の業務概要）

当法人は、平成15年10月に設立された独立行政法人であり、関係法令及び国土交通省の政策等に基づき、鉄道建設、鉄道助成、船舶共有建造、地域公共交通に必要な資金の出資及び国鉄清算事業に関する業務を実施しています。

主な業務内容は以下のとおり。

- （1）新幹線鉄道、都市鉄道等の鉄道建設及び鉄道施設の貸し付け・譲渡
- （2）鉄道施設の新設・改良に関する鉄道事業者の支援
- （3）海上運送事業者との船舶の共有建造及び譲渡、当該事業者に対する建造の基本計画段階からの技術的支援
- （4）地域公共交通に必要な資金の出資
- （5）旧日本国有鉄道の土地の処分、JR三島貨物会社の株式の保有・売却、日本鉄道共済組合の運営等、旧日本国有鉄道の清算事業に係る業務

2. ポスト：理事長 1ポスト 1名

〈任期：平成27年10月1日～平成30年3月31日（任命の日から当該任命の日を含む中期目標の期間の末日まで）〉

3. 職務内容

理事長は、法人の基本的な運営方針を立案し、主務大臣の定める中期目標並びにその達成のための中期計画及び各年度計画に基づき、法人全体の管理運営業務（役職員数約1,600名）を総理し、役職員の指揮監督・業務運営のマネジメントを行うとともに、法人を代表して業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う。また、国土交通省をはじめ、国、地方公共団体、民間企業等との対外調整などを行う。

法人の組織は次のとおりである。

(1) 監査部

業務及び会計の監査、監事の行う監査に関する支援を行う。

(2) 総務部

法人業務の総合調整、組織・文書・法規、内部統制及びコンプライアンス、広報及び情報公開、人事及び労務、福利厚生に関する業務を行う。

(3) 企画調査部

業務運営の基本方針、中期計画及び年度計画の策定及び業務の実績評価、環境対策に係る基本方針の企画及び立案、地域公共交通に必要な資金の出資、鉄道に係る総合的な支援、情報システムの管理、運用及び開発の企画、国際協力の実施等の企画に関する総括整理の業務を行う。

(4) 経理資金部

予算・決算、収入・支出の総括、財務・会計、会計検査院の検査、会計監査人の監査、資金計画の策定、資金の調達及び運用、契約に関する業務を行う。

(5) 施設管理部

法人が保有する新幹線、津軽海峡線等の鉄道施設等の貸付、鉄道施設の譲渡等の業務を行う。

(6) 鉄道助成部

鉄道施設の建設・改良に係る補助金等の交付、鉄道事業に係る技術開発、鉄道事業の業務運営の能率化に係る補助金等の交付等の業務を行う。

(7) 共有船舶企画管理部

共有船舶の建造に係る基本的な方針の企画及び立案、共有船舶に関する使用料債権等の管理に係る基本的な方針の企画及び立案、共有船舶の使用料の決定及び徴収、使用料債権等の管理、内航海運暫定措置事業の実施に必要な資金の貸付けに関する業務を行う。

(8) 共有船舶建造支援部

共有船舶の建造に関する事業計画の策定、共同建造事業者の公募及び選考、共有船舶の建造工事の契約、船舶に係る技術支援、船舶に係る技術上の調査等に関する業務を行う。

(9) 国鉄清算事業管理部

国鉄清算業務に係る総合調整、国鉄清算業務に係る中期計画及び年度計画の策定、国鉄清算業務に係る法務に関する業務を行う。

(10) 国鉄清算事業用地部

国鉄清算業務に係る土地の処分等に係る総合的な企画、国鉄清算業務に係る基盤整備の工事及び土地に係る宅地の造成等の計画・設計・施行、国鉄清算業務に係る

土地等の譲渡・貸付け・取得・管理の実施等に関する業務を行う。

(11) 経営自立推進・財務部

国鉄清算業務に係る経理資金、JR 三島貨物会社の鉄道施設等の整備に係る補助金等の交付、JR 三島貨物会社の株式の保有、JR九州の株式の売却等に関する業務を行う。

(12) 共済業務室

日本鉄道共済組合の運営に関する業務を行う。

(13) 鉄道建設本部業務部

鉄道建設本部の組織・要員管理に係る企画及び立案、人事及び労務、鉄道施設等の建設に係る訴訟・工事等の契約等に関する業務を行う。

(14) 鉄道建設本部用地部

鉄道施設等の建設に係る土地等の取得及び処分計画の策定・土地等の取得等及びこれに伴う補償・土地収用・土地等の管理等に関する業務を行う。

(15) 鉄道建設本部計画部

鉄道建設事業に係る計画の総合調整・調査、鉄道施設等の建設に係る工事費及び調査費等の要求・工事及び調査の命令・技術の開発及び研究の総合調整・技術支援・工事費等の積算基準の作成、運輸計画の調整、民鉄線に係る工事の計画・設計及び施行・土地等の取得及び補償・土地収用等に関する業務を行う。

(16) 鉄道建設本部工務部

工事の総合調整、路盤等の工事の計画、設計及び施行、路盤等の工事に係る施行の標準化、工事の保安、青函トンネルの維持管理及び改修工事、鉄道施設等に係る環境保全等に関する業務を行う。

(17) 鉄道建設本部設備部

軌道の工事の計画、設計及び施行、機械関係設備及び建物の工事の計画、設計及び施行並びにその保守及び管理、貸付新幹線に係る軌道、機械関係設備及び建物の維持管理・技術開発・研究等に関する業務を行う。

(18) 鉄道建設本部新幹線部

新幹線の工事の総合調整、新幹線の路盤等の工事の計画、設計及び施行、貸付新幹線の維持管理の総合調整、貸付新幹線に係る路盤等の維持管理、新幹線に係る環境保全等に関する業務を行う。

(19) 鉄道建設本部電気部

電気設備の工事の計画、設計及び施行並びにその保守及び管理、貸付新幹線に係る電気設備の維持管理、電気設備の技術開発及び研究等に関する業務を行う。

(20) 鉄道建設本部設計技術部

路盤等の設計及び施工の標準化・特殊構造物の設計・設計及び地質等の調査の指導・技術開発及び研究、鉄道施設等に係る騒音及び振動に係る調査等に関する業務を行う。

(21) 鉄道建設本部建設部

中央新幹線の工事の総合調整・路盤等の工事の計画、設計及び施行、中央新幹線に係る環境保全、山梨リニア実験線の工事の総合調整・路盤等の工事の計画、設計及び施行、山梨リニア実験線に係る環境保全等に関する業務を行う。

(22) 地方機関（支社、建設局、工事事務所及び工事局）

国鉄清算事業西日本支社においては、所管区域内における国鉄清算業務に係る土地等の管理・処分等に関する業務を、鉄道建設本部東京支社、大阪支社においては、所管区域内における鉄道に係る工事の計画・設計・施行、鉄道施設等の貸付け又は譲渡等に関する業務を、鉄道建設本部北海道新幹線建設局、青森新幹線建設局、九州新幹線建設局、長野工事事務所、富山工事事務所においては、所管線区に係る工事の計画・設計・施行、鉄道施設等の貸付け又は譲渡等に関する業務を、関東甲信工事局においては、所管線区に係る工事の計画・設計・施行、委託による工事等に関する業務を行う。

4. 必要な資格・経験等

- ・ 原則として任期满了時点で70歳未満であること。（閣議決定に定められた要件）
- ・ 当法人が行う事務・事業について、的確に遂行していくに十分な能力を有し、法人の経営・運営を実施していくに当たっての強い意欲が認められること。
- ・ 当法人の業務に関し、政策や事業、その相互関係等に関する幅広い知識を有していること。
- ・ 鉄道、海運、国鉄清算事業等の交通運輸分野に精通するとともに、民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等を代表する役員等の経験を有し、多岐にわたる業務を実施する1,600人規模の組織を一体性をもって管理する十分な能力を有していると認められること。
- ・ 民間企業や国、地方公共団体等との円滑な渉外交渉や調整業務の遂行を図ることのできる十分な経験及び能力を有していること。
- ・ 法人を取り巻く状況を把握し、先々を見通し基本的な方向性を示す能力や業務の質と効率性の向上に向けた意識のほか、コスト意識を有していること。
- ・ 組織運営、人事・労務管理、予算管理等に関し、高度な判断能力・調整能力・組織統率能力を有し、リーダーシップを発揮できると認められること。
- ・ 中立性・公平性を担保して業務を遂行できるよう、取引上密接な利害関係を有する者、当法人を相手とする訴訟当事者等の理事長にふさわしくない経歴を有しないほか、理事長在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。

5. 勤務条件

(1) 勤務条件

- ・ 勤務形態：常勤
- ・ 勤務地：本社（神奈川県横浜市中区）
- ・ 勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
- ・ 給与：年収約2,000万円（特別地域手当、特別手当含む）及び通勤手当
- ・ 福利厚生：健康保険、厚生年金、健康診断（年1回）
- ・ 危機管理：業務上の大規模事故時、地震等災害時には24時間体制で勤務、緊急招集の場合あり
- ・ その他：給与等の条件は変わることがあります。

(2) 選考方法

- ・ 公募により以下のとおり選考します。
 - ①一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）
 - ②二次選考（面接審査）
 - ③外部有識者による選考委員会の審議を経て国土交通大臣が任命
※公募による手続きで適任者が選考できなかった場合には、別途、外部の有識者による推薦の手続きにより選考を行う場合があります。

6. 応募方法

(1) 応募書類等（応募書類等については、一切返却しませんので予めご了承ください。）

①履歴書

②自己アピール文書

- ・ A4で2枚以内。2000字程度。
- ・ 自らがこのポストに適任であることを示すため、当法人の業務目的、理事長の職務内容及びそれらに必要な資格・経験等に照らし、いかに貢献することができるか、業務に関する知識及び経験や、業務を適正かつ効率的に運営することができる能力等について簡潔にまとめること。

(2) 応募先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省大臣官房人事課任用第二係

(3) 応募期限

平成27年7月23日（木）必着

7. 欠格事項等

独立行政法人通則法又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の役員欠格条項に該当する場合は、理事長となることはできません。

- ・ 独立行政法人通則法第22条及び第50条の3に該当する者
第22条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。
第50条の3 中期目標管理法の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。
- ・ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第10条第1項に該当する者
第10条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。
 - 一 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の役員又は職員（非常勤の者を除く。）
 - 二 鉄道事業者、海上運送事業者若しくは第十二条第二項第三号に掲げる業務の対象となる事業等を行うその他の者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者

を含む。)

三 船舶、船舶用機関若しくは船舶用品の製造、修繕若しくは貸付けの事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

四 前号に掲げる者のほか、物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

五 運輸事業を営む者であつて第十二条第一項第一号若しくは第五号に定める鉄道施設若しくは軌道施設に係る鉄道若しくは軌道と競争関係にあるもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

六 第二号から前号までに掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

8. 問合せ先

国土交通省大臣官房人事課任用第二係 03 - 5253 - 8111 (内線 21286)